

(総則)

第1条 発注者および受注者は、この契約に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書)に従い、日本の法令を遵守し、頭書の業務委託料をもって、頭書の期限までに頭書の契約内容を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

2 受注者は、この契約内容の全部または大部分を第三者に請け負わせてはならない。

3 前2項は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(検査)

第4条 受注者は、この契約を履行したときは、発注者に完了届書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による完了届の提出があったときは、その日から10日以内に発注者または、発注者が検査を行うものとして定めた職員により検査を行わなければならない。

3 前項の検査は、受注者または受注者の代理人の立会いのうえ行うものとする。ただし受注者または受注者の代理人が検査に立会わないときは、発注者のみで行うことができる。

4 第2項の検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく修補または改造を発注者の指示に従い速やかに行わなければならない。

(業務委託料の支払時期)

第5条 発注者は、前条の検査終了後(前条第4項の修補または改造があったときは、修補または改造を発注者が完了確認した後)において、発注者が受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に業務委託料を支払う。

(延滞利息・延滞金・違約金その他の損害金)

第6条 発注者が、前条第1項の支払時期到来の日までに業務委託料を支払わないときは、その翌日から支払った日までの日数に応じて、当該未払金に対し契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「遅延利息率」という。)で計算した延滞利息を支払うものとする。

2 受注者が、期限内に契約内容を履行しなかった場合は、業務委託料から既に引き渡した部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率で計算した額を延滞金として発注者に支払うものとする。

3 発注者が、契約条項第7条により契約を解除したときは、業務委託料の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 受注者が、この契約履行中第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者の負担とし、天災その他不可抗力により発生した損害については、発注者と受注者とが協議してその負担額を定めるものとする。

(契約の解除)

第7条 発注者は、受注者が次の一に該当するときは、催告をしないで契約を解除することができる。

(1) 契約期限内に契約を履行する見込がないとき。

(2) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなくて、関係職員の指示監督に従わなかったとき。

(4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力

- 団をいう。(以下この号において同じ。)) または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 契約を解除したときの精算業務委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。

(談合行為等に対する措置)

第8条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による業務委託料(単価契約の場合は支払金額)の10分の1に相当する額を、賠償金として、発注者に支払わなければならない。この契約による委託業務が完成した後においても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下第2号までにおいて「法」という。)第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条第1項もしくは第2項(法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあったとして、法第7条の2第1項(同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令が確定したとき。
- (3) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者が法人である場合にあっては、その役員または代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3の規定による刑が確定したとき。
- (4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第6条第3項および第7条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 前各項に関する事項については、前条の規定にかかわらず、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

(契約外の事項)

第9条 この契約に定めのない事項については、草津栗東行政事務組合契約規則(令和4年草津栗東行政事務組合規則第15号)およびその他関係諸法令の定めるところによるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。